「うつし考」

宮田憲子

序

ひとつのことばを取り出し、そのことばが実際どのように使用されたかを出発点として、語源・時代的変遷・散文的語かあるいは韻文的語か・類似語との比較・辞書は正しくその意義を伝えているか等の点から、この論文を構成していこうと思う。

研究課題としてとりあげた語は「うつし」であるが、巾広くみていくため同語の熟語とみなされる「うつし色」「うつしの香」「うつし心」それに「うつしの香」との比較対象として「うつりが」も課題の中心をなすものである。

辞書を検討したり、用例にあたっているうちに「うつし」を二つに分けて考える仮説をたててみた。ひとつは「うつしうま」「うつしのうま」「うつしぐら」「うつしのくら」の略語としての「うつし」、もうひとつは明らかに他動詞四段活用「うつす」の連用形名詞としての「うつし」である。果して、この仮説が証明されうるかどうかということで論を進めていきたい。しかし、ここでは紙面の都合上、主として「うつしうま」「うつしのうま」「うつしぐら」「うつしのくら」の略語としての「うつし」について考察したことを発表することにしたい。

「うつし」の用例は後に記す表をみていただけばわかるように、きわめて僅少である。しかし、僅少とはいえ実在したことは確かであり、それに関する研究もあまりすすんでいないことは、これを調べることに少なからぬ意義をみいだすものである。ここで散文と韻文とにわけて用例数を示す。(次頁)

これは万葉集と二十一代集を編纂された年代順に単純に並べたものであるから、これらの勅撰集に取り入れられている歌の詠まれた時代と単純に一致するものではない。

なお、散文の方で底本として使用したものは岩波書店刊の日本古典文学大系、韻文の方で底本としたものは国歌大観である。

第一章

1. 「うつし」の全般的考察

(1) 国時「まめやかには、御装はいづれをか奉らむ」中将「うつしを置きて給へ。なにせむにか、無礼なり」(宇津保・初秋)

(2) 国時御厩に三十餘匹立てる御馬の中に吹上の浜にて得給へりしつるぶちに勝る御馬なし。それにうつし置きて、(宇津保・初秋)

(3) 宰相「御厩の別当右の馬の助にその御厩の御馬の中に、仲忠

（散文）

時代	書名／省略の意味	宇津保	枕草子	源氏	狭衣	浜松	夜寝覚	栄花	大鏡	今鏡	今昔	宇治拾	平家	古今著	計	時代別 百分率（平一鏡）
うつし	馬	2													2	100/0
	鞍	3		1					1	2	3			3	13	77/23
	香	1		1											2	100/0
	花														0	
	鞍馬	1													1	100/0
移色						1									1	100/0
移馬		1		1										2	4	100/0
移ノ馬												1	1		2	0/100
移鞍															0	
移ノ鞍												2			2	0/100
移心															0	
移しの香			1		1										2	100/0
移香				14	6		1	1			2		2	1	27	89/11

つぎに韻文の方をみてみると

時代	奈良	平安時代						鎌倉時代						
書名	万葉集	古今集	後撰集	拾遺集	後拾遺集	金葉集	詞花集	千載集	新古今	新勅撰	続後撰	続古今	続拾遺	新後撰	五葉集	続千載	続後拾遺
うつし	2																
うつしごころ	3	1														1	
うつりが	0	1			4						1				2		

時代	南北朝時代				
	風雅集	新千載	新拾遺	新後拾遺	新続古今
計					
2					
6			1		
16	1	3		1	1

(4) みやには、いと多くきこえ給ひて、みまやに、足疾き御馬にうつし置きて、一夜の文夫をぞたてまつれ給ふ。
(宇津保・初秋)

(5) 頭中将下襲のしりはさみて、移をきたる馬にのりておはするに、
(源氏・夕霧)

(6) 基俊の君の連歌は「つき草のうつしのもとのくつわ蟲」など
(大鏡・巻六)

したる。
(今鏡・すべらぎの中)

(7) 「たゞいけ」とて、薄色の指貫はりたる、香の染め布など、納殿よりとり出だせ給ひて、俄かに縫はせて、御鞠花の枝につけて、御馬にうつし置きて、
(今鏡・藤波の上)

(8) 俄ニ此僧正遣シテ、夜内ニ返リ可参キ事有ケレバ、御厩ニ物驚キ不為ズ畢ヌ不為ト遺シテナラム御馬ニ移テ置キ(今昔・巻二二)

(9) 「日高成。遅々」ト云テ、馬ニ移テ置キ(今昔・巻二七)

(10) 左ノ方ヨリ近衛舎人下野ノ公忠ガ盛ノ御随身ニテ有ケル時、左ノ競馬ノ装束ノ微妙キヲ着セテ、艶メ馬ニ微妙キ平文ノ移ヲ置テ、
(今昔・巻二八)

(11) 寛治五年五月廿七日、二条大路にて、はなちがひしける馬を取て、移を置て、
(古今著・巻十)

(12) 夜のしら〳〵とあくるほどに、殿下くろき馬にうつしをきたるにたてまつりて、
(古今著・巻十四)

(13) 緑をば移にぞかけられける。
(古今著・巻十五)

(14) うつしに乗せ給ヒて走らせ給へれば
(宇津保・初秋)

(15) 中将うつしに乗りて、車の轅ちかゥ副ひて立つ。

〈乗ル〉(ひ) とも咎なカるべき御馬、移しォかせ給へ」

(16) 国時「他男ども、うつし侍らぬものあるを、さて奉らむは、俄に男ども煩ひ侍りなむ。」　（宇津保・初秋）

以上「うつし」の用例十六例中、(1)～(13)の用例は鞍、(14)(15)は馬、残る(16)は鞍とも馬とも、その両者ともとれる。略語「うつし」を馬か鞍かに判別する手掛りは、後接動詞によってわかる。すなはち、(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)(9)(10)(11)(12)の後接動詞は「置く」で、明らかにそのうえの名詞「うつし」は「鞍」でなくてはならぬ。(6)〈注1〉も「月草の色うつろひし下に纏蟲啼く」の意で、月草には馬のつき毛、うつしには移鞍をかけ、纏とともに馬の緑語であるから問題はない。(13)も「鞍」をとって別段不審はない。(14)の後接動詞は「乗る」で、これは明らかにそのうえの名詞「うつし」は「馬」である。問題は(16)で「うつし侍らぬ」とは「馬を持っていない」「鞍を持っていない」あるいは「馬・鞍両方とも持っていない」と三とおりの解釈ができるのである。

これらの用列によって確かに「うつし」という語が存在し、馬や鞍に関係する語ということはわかるのであるが、この「うつし」を単純に動詞「移す」の連用形名詞と断定できない理由を以下述べることにする。

2. うつし馬（うつしの馬）考察

「うつし馬」あるいは「うつしの馬」とはっきりあるのは、

(1) 御烏帽子直垂ながら、移の馬に乗給て、　（宇治拾遺）

(2) うつし馬ども引き出だして、宿直にさぶらふ人十餘人ばかりして参り給ふ。　（源氏・東屋）

③ 御厩より、移馬ども引きたり。　（宇津保・藤原の君）

④ 仁平元年九月七日、賀茂行幸に、樋口東洞院にて、左大臣の移馬の居飼　（古今著）

(5) 拝賀の夜、くせもなき馬を移馬にひかれけるに　（古今著）

(6) 殿下より唐の御車、移しの馬なんど参らせらる。　（平家・厳島御幸）

「移し馬」がいかなるものであるかを知るため、この六例の場面状況を観察してみると、(1)は伴大納言が応天門を焼いたということで罪せらると聞いた忠仁公（藤原良房）が、おどろいて御烏帽子直垂のまま「移の馬」に飛びのって北の陣（朔平門）までかけつけられるところである。岩波大系本「宇治拾遺物語」の頭注においては、「移の馬とは諸国の牧から馬寮に徴し移された馬」となっている。(2)は浮舟をみつけて匂宮が迫まってきたので、乳母や右近等が困惑している折、明石中宮御悩の使者で匂宮は急いで内裏においでになる。そのおいでになる時「うつし馬」どもを引き出して宿直をしていた人十数人ばかりで参内なさろうとしているところである。岩波大系本「源氏物語五」の頭注においてはうつし馬のところに「乗りかえ用の馬などを」とある、そして補注に「うつし馬は『移鞍の馬』である。移鞍は、乗りかえ用の鞍の意であるが、移鞍を置いた馬を移馬と言った。」となっている。

(3)は絵解の部分で第二の画面の説明である。場所は正頼と大宮のすむ北の大殿。正頼が朝廷へ参内しょうと準備を急いでいるところで、馬屋から「うつし馬」どもを引いてきたところである。岩波大系本「宇津保物語一」の頭注においては「うつし馬はうつしともいって、のりかえの馬・副馬。官人が其所属の本司から給せられる馬

寮の馬」となっている。

(4)は仁平元年九月七日、賀茂の行幸に、樋口東洞院で左大臣（藤原頼長）の「移馬」の居飼があたりにいた雑人を追い払ったところ、太刀をぬいたものが二人、大臣の馬前に走りよってきたところである。岩波大系本「古今著聞集」の頭注には「諸国の牧から馬寮にめし移された馬。馬寮から役人に乗用として支給された馬。乗りかえ用の馬。移しの鞍をおいた馬等諸説がある」となっている。

(5)は小松内大臣（平重盛）が内大臣におなりになった時の拝賀の夜、悪いくせのない馬を「移馬」として引出物に出されるということになったのを番長の国方が、集まった者たちの期待を裏切ることになると近習の者たちに不満を洩らしているところである。岩波大系本の注は(4)と同じである。

(6)は三月十七日、厳島御幸の御出発ということで、入道相国の北の方、二位殿のお屋敷である八条大宮へ御幸がありその日すぐに厳島の御神事が始められる。その日の夕方に関白基俊殿から唐廂のお車と、移しの馬などをお送りするところである。岩波大系本『平家物語（上）』の頭注においては「諸国の牧場に放ち飼いしてある馬を馬寮に移して飼っておく馬」とある。

以上の場面状況から「移馬」使用の分類表をつくってみるとつぎのようになる。

	行き先	書名	頻度
私用	内裏	拾治氏著 宇源古今	3
公用	茂賀島裏 厳内	今今著家保 古平津 宇	3

ここで私用・公用とわけたのは、大系本の頭注および補注においては「うつし馬」は公有のものを官人に賜わる馬と注しているものがほとんどである。ただ『源氏物語（五）』の補注はこれらと異なるのであるが、宇津保物語・源氏物語の用例でわかるように、馬に鞍をも置かず厩に飼っておいた馬を「うつし馬」といっている。これによって「移しの鞍」をおいた馬が移し馬というこの説はあたっていないと思われる。

公有のものを賜わるのであるなら、その使途はおのずから公事のためにと解釈できないであろうか。しかし用例をみてもわかるように、いかに解釈してみても公事のためとは考えられないことにも移馬は用いられている。これは何を意味するのか。もう少し文献をみていくことにする。『世俗浅深秘抄（上）』[注2]に、

上皇幸時。不レ然近習殿上人。路頭供奉間。必不レ依二位階一。雖二下臈一供奉自二我位一上例也。—中略—

同時随身不参時。移馬引二御車後一。是尋常事也。

『明月記』に、

文暦二年二月九日（略）十六日（略）巳時許出門。先前駈笠持前如次移馬舎人二人

この二例では、移馬は行例（行幸の）に加わって馬だけが副馬として歩いている。前述の用例においては、引出物として出されたり、また移馬に乗ったりしている。これだけでは前述の疑問の解答はえられそうにもない。であるから、ここで抑々「移馬」とは何であるのかという原初的問題にかえってみる。

『延喜式』[注3]の「左右馬寮」の項に、

風諸節及行幸応レ用二国飼御馬一。斟二量須数一奏聞。乃下二官符一令進。唯牧放飼馬者。寮移二当国一。国即令牧子牽送。

とみえ、又その注に、但摂津国鳥養牧。豊島牧不レ移二当国一。寮直放繋。とあるのを合い考えれば、左右馬寮より移文を作って国々に

放飼う馬をめすことによりこの馬をうつし馬ということなのである。[注4]『古今要覧稿』においては「乗る人が変り常なき故にうつし馬といふ」と記している。[注5]『後松日記』には、「昔、官人が公事のために、その所属する本司から馬寮に移牒を以て馬を賜わる、そのうつしからうつし馬の名がでた」などと異説が多い。であるから、ここで「うつし馬とは」と断定できる根拠はほとんどないわけであるが、調べた範囲でいち応の結論を述べるとすれば、はじめは『延喜式』にも述べてあるような官馬をいったもので、その使途は行列に加わって馬だけが副馬として歩いたり、また、乗ったりする馬であったことに違いはあるまい。時代の変遷につれて、所属本司から給付するという制度がくずれて私有の馬を用いるようになっても「移し馬」という言葉だけは残ったものと考えられる。使途は公用の場合はもちろんだが、私用の場合も内裏に関することであったら「移し馬」を用いるというようなこともあったのであろう。

なお、「うつし馬」の「うつし」の意義語源説をまとめてみると、

(一) 「うつし」は昔、官人が公事のためにその属する本司から馬寮に移牒をもって馬を賜わること、その「うつし」から「うつし馬」の名がでた。

(二) 野飼の馬を馬寮の命により移す。

(三) 乗る人が変わり常なき馬ゆえにうつし馬という。

以上のように諸説があるが、今のところどれとも断定のしようはない。

3. うつし鞍（うつしの鞍）考

うつし鞍、あるいは、うつしの鞍とはっきりあるのは、

(1) 殿上人酔ひみだれて、おの〳〵此馬に、移しの鞍置きて
（宇治拾遺）

(2) 移の鞍二十具、鞍かけにかけたりけり。
（宇治拾遺）

「序」に記した表をみてもわかることであるが、うつし馬の場合「うつし」で馬を表わしているものが二例「うつし馬」とあるものが六例で、その百分率は二五パーセント対七五パーセントである。ところが、うつ鞍の場合は「うつし」で鞍を表わしているものが十三例「うつしの鞍」とあるものが二例、その百分率は八七パーセント対十三パーセントと略語「うつし」の使用度が逆転している。これが何を意味するのか。ひとついえることは、すなはち、馬に関しては「うつし馬」で、鞍に関しては「うつし」でというように、文学作品であまり使用されなくなったことばの意味の曖昧さを防ぐためとは考えられないであろうか。しかし、これも宇津保物語や源氏物語においては、あてはまらないのである。

抑々、「移鞍」とはいかなるものであるかについて以下述べていくことにする。

移鞍の体裁製法について[注6]『御禊行幸服飾部類』に、

寿永元信範記云。摂政殿令二参内一給。御装束如レ常。云々随身云々騎二移馬一。移鞍縁螺鈿橋竪食文無二表敷一豹文彩色文以紺青彩色文廻押二細金一懸二金銅覆輪一赤地唐錦。渡皮同力革散物鐙。大奈女藍革縁（略）

[注7]『諸鞍日記』に

移ト云ハ。覆輪打付タル鉢鞍也。二ツ由木ヲ掛タリ。内ハ朱ヲサシテ。外ハ黒塗ナリ。（略）行幸ノ時ハ。公卿殿上人モ此鞍ニ乗ルナリ。随身ハ此鞍ニ乗ル。

とある。これらから推察すると移鞍は唐鞍・水干鞍・前駈鞍等と並ぶ鞍の一種の名だとみられる。ところが『吾妻鏡』[注8]をみると、

建久六年三月十三日戊戌。（中略）奥州征伐之時以下所二著給一之甲冑并鞍馬三疋金銀等上被レ贈二和卿一賜二甲冑一為二造営釘料一施二入手伽藍一止二鞍一口一。為二手掻会十列之移鞍一同寄二進之一云々。

とあり、これは頼朝が、奥州征伐の時用いた鞍を陳和卿に贈ったので、和卿は東大寺に寄進して十列の移鞍となした。合戦の時に用いた鞍を移鞍としたもので、「移鞍」というものが別に制約をうけてつくった鞍でないことがわかる。ここで問題になるのは『諸鞍日記』は、たゞ金沢称名寺より享保年中に発見されたというばかりで、成立年代も作者も不詳なのである。ここでもうひとつ資料として『西宮記』[注9]をみるとその「大嘗会御禊」の項に、

近衛次将乗二移鞍一。結二唐尾一。近衛次将移馬。

とあるのをみると「移鞍」というのは近衛次将が大嘗会御禊行幸の時に乗用する鞍で、それは移馬に置く鞍であるから「うつし鞍」というのである。この頃はまだ「移馬」が官馬として給付されていたと思われるから「うつし鞍」も同じく寮のものであったことは想像される。次に『『飾抄』[注10]』をみてみると、

近衛次将乗二用平文移一。（中略）左右次将各一人用二寮移一。近代面々新調用レ之。宿老次将或乗二和鞍一。

『飾抄』は、土御門大納言久我通方の作である。通方卿は、嘉禎元年一月より二年四月まで大納言であったことが『公卿補任』によって知ることができる。であるから、これより寮のものを用いないで私的に新調することもこの頃からそうなったのであろうか。『古今要覧稿』においては「人にかしてのらしむるよりかならず近国の牧にうつし飼ふことはなけれどもうつしむまといふものあるより、終にのる人の常なきものをさしてうつし鞍といふ」とある。

以上のことがらをまとめてみると、

㈠唐鞍等と並ぶ鞍の一種

㈡移馬に用いる鞍

①はじめは寮のもの

②あとでは私物として新調

㈢乗る人の常なき鞍

このように諸説があって、用例ひとつ〳〵にあてはめてみても「うつしの鞍」であげた『宇治拾遺物語』の用例では、前記の諸説に該当するものがなく、この場合はたゞ乗りかえ用の鞍と解した方がいちばんあてはまると思われる。しかし、岩波大系本の頭注においては、前記㈡説を踏襲しているのみである。そして『宇津保物語』における。

国時　まめやかには、御装束はいづれをか奉らむ

中将　うつしを置きて給へ。なにせむにか無礼なり。

をみると、仲忠（中将）と国時とのこの問答、特に仲忠が「うつし鞍」を卑下しているようにみえる点は依然として解けないのである。

結び

紙面の都合上

第二章他動詞「うつす」の連用形名詞としての「うつし」

1. 染料・染色関係の「うつし」

2. 香に関する「うつし」
3. 移しの香と移香

第三章　「うつし」に関する熟語「うつしどころ」「うつしいろ」は省くことにする。

《注》

1. 板橋倫行校注「今鏡」107頁　朝日新聞社刊日本古典全書
2. 群書類従第二十六巻「世俗浅深秘抄上」457頁
3. 新訂増補国史大系「延喜式後篇」左右馬寮975頁　吉川弘文館
4. 古今要覧橋器材部馬具397頁　弘文館
5. 今泉定介編故実叢書「後松日記」
6. 群書類従「御禊行幸・服飾部類第三」410頁
7. 続群書類従武家部二十五「諸鞍日記」162頁
8. 新訂増補国史大系「吾妻鏡」536頁　吉川弘文館
9. 今泉定介編故実叢書「西宮記」　弘文館
10. 群書類従「飾抄」

お伽草子の性格についての一考察

―恋愛物を中心に―

国文科四年三十五号　田中典子

一、序

室町時代より江戸時代初期にかけて作られたお伽草子は、政権が貴族から武士へと移動した鎌倉時代後の、めまぐるしい変遷時期の文学として種々の特色がみられる。

南北朝の争乱後、下剋上という風潮が生れ公家は没落の色を呈し始めた。その反面、著しく抬頭した地方豪族、下級武士、富裕町人は、経済力、社会的地位の上昇に伴い文化的教養を身につけようとし、彼らの要求に応えて、王朝物語を模倣したもの、民間説話、民間伝承、神伝普及を目的とした神仏の功徳や本地の由来などが、国語風の口語りや、絵巻物、奈良絵本と共に、次第に書写されていった。そのために、王朝物語が貴族中心であったのが、お伽草子では武士、僧侶、庶民も多く登場し、更に、異類まで登場して多種多様になった。そして、舞台もさまざまになり、内容も、恋愛物を